

## 低炭素建築物の認定基準のイメージ

## I. 住宅及び建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき省エネルギー性に関する基準

## 第1 建築物に係る判断の基準

## 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

1-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して配置計画及び平面計画を策定すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。
- (4) 気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮すること。

1-2 建築物の外壁、窓等に関して1-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、1-3によるものとする。

1-3 建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が5メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た数値が、別表第6（ろ）欄の各項に掲げる数値に規模補正係数を乗じて得た数値以下となるようにするものとする。この場合において、屋内周囲空間の年間熱負荷及び規模補正係数は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

- (1) 屋内周囲空間の年間熱負荷は、1年間（各室について用途ごとに使用時間が設定されている場合には、その時間に限る。以下同じ。）における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの（単位 メガジュール）とすること。

イ 外気と屋内周囲空間との温度差（暖房負荷については22度と外気の温度との差とし、冷房負荷については外気の温度と26度との差とする。ただし、別表第6(3)項に掲げる用途に供する建築物の暖房負荷及び同表(5)項に掲げる用途に供する建築物の教室部の暖房負荷については、20度と外気の温度との差とする。）によって外壁、窓等を貫流する熱

ロ 外壁、窓等からの日射熱

ハ 屋内周囲空間で発生する熱

ニ 次の式（別表第6(1)項に掲げる用途に供する建築物の客室部にあつては1)の式、同表(2)項に掲げる用途に供する建築物の病室部にあつては2)の式、同項に掲げる用途に供する建築物の非病室部にあつては3)の式、同表(5)項に掲げる用途に供する建築物の教室部、同表(6)項に掲げる用途に供する建築物の客席部又は同表(7)項に掲げる用途に供する建築物の集会室部にあつては4)の式、同表(1)項に掲げる用途に供する建築物の非客室部、同表(3)項に掲げる用途に供する建築物、同表(4)項に掲げる用途に供する建築物、同表(5)項に掲げる用途に供する建築物の非教室部、同表(6)項に掲げる用途に供する建築物の非客席部又は同表(7)項に掲げる用途に供する建築物の非集会室部にあつては5)の式によって計算した量に基づく取入外気の熱

- 1)  $V = 3.9A_p$
- 2)  $V = 4.0A_p$
- 3)  $V = 6.0A_p$
- 4)  $V = 10A_p$
- 5)  $V = 20A_p / N$

これらの式において、 $V$ 、 $A_p$ 及び $N$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V$  : 取入外気量 (単位 1時間につき立方メートル)

$A_p$  : 屋内周囲空間の床面積 (単位 平方メートル)

$N$  : 実況に応じた1人当たりの占有面積 (単位 平方メートル)

- (2) 規模補正係数は、建築物の地階を除く各階の床面積の合計 (単位 平方メートル) を地階を除く階数で除して得た値 (以下「平均階床面積」という。) 及び地階を除く階数に応じて別表第7に掲げる数値とすること。

## 2 一次エネルギー消費量に関する基準

- 2-1 エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第七十二条に規定する建築物の建築をしようとする者のうち、住宅以外の用途に供する建築物を建築しようとする者は、当該建築物における設計一次エネルギー消費量 (2-3に定める方法により算定した数値をいう。) を、基準一次エネルギー消費量 (2-2に定める方法により算定した数値をいう。) により除した値が1を上回らないようにするものとする。

### 2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

- (1) 2-1における基準一次エネルギー消費量は(2)に定める方法によるものとする。
- (2) 一の建築物の基準一次エネルギー消費量 $E_{ST}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_{etc}$$

この式において、 $E_{ST}$ および $E_{SAC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 、 $E_{SEV}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST}$  : 一の建築物の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{SAC}$  : 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{SV}$  : 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{SL}$  : 照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{SW}$  : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{SEV}$  : 昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{etc}$  : その他の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{SAC}$ は次の(3)に定める方法によるものとし、 $E_{SV}$ は次の(4)に定める方法によるものとし、 $E_{SL}$ は次の(5)に定める方法によるものとし、 $E_{SW}$ は次の(6)に定める方法によるものとし、 $E_{SEV}$ は次の(7)に定める方法によるものとし、 $E_{etc}$ は次の(8)に定める方法によるものとする。

- (3)  $E_{SAC}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_i^n (a_{SAC,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{SAC,i}$ 、 $A_i$ 、 $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $a_{SAC,i}$  : 室  $i$  の室用途と地域の区分によって別表第 1 より決まる係数 (単位 MJ/m<sup>2</sup>年)  
 $A_i$  : 室  $i$  の延べ面積 (単位 m<sup>2</sup>)  
 $n$  : 当該建築物における空調対象室の数

- (4)  $E_{SV}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = \sum_i^n (a_{SV,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{SV,i}$ 、 $A_i$ 、 $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $a_{SV,i}$  : 室  $i$  の室用途によって別表第 1 より決まる係数 (単位 MJ/m<sup>2</sup>年)  
 $A_i$  : 室  $i$  の延べ面積 (単位 m<sup>2</sup>)  
 $n$  : 当該建築物における換気対象室の数

- (5)  $E_{SL}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = \sum_i^n (a_{SL,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{SL,i}$ 、 $A_i$ 、 $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $a_{SL,i}$  : 室  $i$  の室用途によって別表第 1 より決まる係数 (単位 MJ/m<sup>2</sup>年)  
 $A_i$  : 室  $i$  の延べ面積 (単位 m<sup>2</sup>)  
 $n$  : 当該建築物における照明対象室の数

- (6)  $E_{SW}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = \sum_i^n (a_{SW,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{SW,i}$ 、 $A_i$ 、 $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $a_{SW,i}$  : 室  $i$  の室用途と地域の区分によって別表第 1 より決まる係数 (単位 MJ/m<sup>2</sup>年)  
 $A_i$  : 室  $i$  の延べ面積 (単位 m<sup>2</sup>)  
 $n$  : 当該建築物における給湯対象室の数

- (7)  $E_{SEV}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV} = \sum_i^n \left( \frac{L_{EV,i} \times V_{EV,i} \times C_{EV} \times T_{EV,i}}{860 \times 1000} \right) \times ECEL$$

この式において、 $L_{EV,i}$ 、 $V_{EV,i}$ 、 $C_{EV}$ 、 $T_{EV,i}$ 、 $n$ 、 $ECEL$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{EV,i}$  : 昇降機  $i$  の積載質量 (単位 kg)

$V_{EV,i}$  : 昇降機  $i$  の定格速度 (単位 m/s)

$C_{EV}$  : 基準設定速度制御係数 (1/40)

$T_{EV,i}$  : 昇降機  $i$  の年間運転時間 (単位 時間)

$n$  : 当該建築物における昇降機の台数 (単位 台)

$ECEL$  : 別表第4に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数 (kJ/kWh)

(8) その他の一次エネルギー消費量 $E_{etc}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{etc} = \sum_i^n (a_{Setc,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{Setc,i}$ 、 $A_i$ 、 $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{Setc,i}$  : 室  $i$  の室用途と地域の区分によって別表第1より決まる係数 (単位 MJ/m<sup>2</sup>年)

$A_i$  : 室  $i$  の延べ面積 (単位 m<sup>2</sup>)

$n$  : 当該建築物における室の数

(9)  $E_{ST}$ は、小数点第一位を切り下げた整数値とする。

## 2-3 当該建築物における設計一次エネルギー消費量の算定方法

(1) 当該建築物の一次エネルギー消費量 $E_T$ は次の式により算出するものとする。

$$E_T = E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_{etc}$$

この式において、 $E_T$ および $E_{AC}$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_{EV}$ 、 $E_S$ 、 $E_{etc}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  : 当該建築物の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{AC}$  : 空気調和設備の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_V$  : 空気調和設備以外の機械換気設備の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_L$  : 照明設備の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_W$  : 給湯設備の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{EV}$  : 昇降機の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_S$  : エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量 (単位 MJ/年)

$E_{etc}$  : その他の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{AC}$ は次の(2)に定める方法によるものとし、 $E_V$ は次の(3)に定める方法によるものとし、 $E_L$ は次の(4)に定める方法によるものとし、 $E_W$ は次の(5)に定める方法によるものとし、 $E_{EV}$ は次の(6)に定める方法によるものとし、エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具(以下、「エネルギー利用効率化設備」という。)による一次エネルギー消費量の削減量 $E_S$ は次の(7)に定める方法によるものとし、 $E_{etc}$ は(8)に定める方法によるものとする。

(2)  $E_{AC}$ は、次のイからニに定める方法によるものとする。

イ 一年あたりの $E_{AC}$ は、計算対象空気調和設備に対して、空調機等、ポンプ等、熱源機器等による年間一次エネルギー消費量をそれぞれ全台数分積算して算出するものとする。 $E_{AC}$ は、以下の式により算出するものとする。

$$E_{AC} = \sum_i^{n_{AHU}} E_{AC,AHU,i} + \sum_i^{n_{PUMP}} E_{AC,PUMP,i} + \sum_i^{n_{REF}} E_{AC,REF,i}$$

この式において、 $E_{AC,AHU,i}$ 、 $n_{AHU}$ 、 $E_{AC,PUMP,i}$ 、 $n_{PUMP}$ 、 $E_{AC,REF,i}$ 、 $n_{REF}$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{AC,AHU,i}$  : 空調機等  $i$  の年間一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$n_{AHU}$  : 当該空気調和設備内の空調機等の数 (単位 台)

$E_{AC,PUMP,i}$  : ポンプ等  $i$  の年間一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$n_{PUMP}$  : 当該空気調和設備内のポンプ等の数 (単位 台)

$E_{AC,REF,i}$  : 熱源機器等  $i$  の年間一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$n_{REF}$  : 当該空気調和設備内の熱源機器等の数 (単位 台)

ロ 空調機等の一次エネルギー消費量 $E_{AC,AHU,i}$ とポンプ等の一次エネルギー消費量 $E_{AC,PUMP,i}$ については、各機器が処理する冷暖房負荷を算出し、この負荷の大きさに応じて機器のエネルギー消費特性が変化することを考慮したうえで、エネルギー消費量を求めることとする。

- ハ 熱源機器の一次エネルギー消費量 $E_{AC,REF,i}$ については、各機器が処理する冷暖房負荷を算出し、この負荷の大きさと気象条件に応じて機器の能力及びエネルギー消費特性が変化することを考慮したうえで、エネルギー消費量を求めることとする。
- ニ 冷暖房負荷の算出については、次の（イ）～（ハ）に掲げる事項について勘案すること。
- （イ） 次に掲げるスケジュール等を勘案すること
- （i） 空気調和設備の運転時間と温度設定
  - （ii） 居住者の在室時間と在室人数および発熱・発湿量
  - （iii） 照明、OA 機器等の使用時間と発熱量
  - （iv） 外気の取入時間と取入量
- （ロ） 気象条件については、別表第2に定める地域の区分ごとの気象データを使用すること。
- （ハ） 冷暖房負荷の計算においては、次に掲げる熱を勘案すること。
- （i） 室温と外気温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
  - （ii） 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
  - （iii） 照明、OA 機器、人体その他室内に存する物体から発生する熱
  - （iv） 取入外気の熱

(3)  $E_V$ は、次のイからハに定める方法によるものとする。

イ 一年あたりの $E_V$ は、計算対象機械換気設備に対して、その電動機定格入力 $E_{V,i}$ と年間運転時間 $T_{V,i}$ を掛けた値を全台数（全 $n$ 台）分積算して算出するものとする。 $E_V$ は、以下の式により算出するものとする。

$$E_V = \sum_i^n (E_{V,i} \times T_{V,i} \times F_{V,i}) \times ECCEL \times 10^{-6}$$

この式において、 $E_{V,i}$ 、 $T_{V,i}$ 、 $F_{V,i}$ 、 $n$ 、 $ECCEL$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{V,i}$  : 機械換気設備  $i$  の定格入力（単位 W）

$T_{V,i}$  : 機械換気設備  $i$  の運転時間（単位 時間）

$F_{V,i}$  : 機械換気設備  $i$  の制御の方法に応じて定められる係数（単位 無次元）

$n$  : 当該建物の機械換気設備の数（単位 台）

$ECCEL$  : 別表第4に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数（kJ/kWh）

ロ 機械換気設備の一次エネルギー消費量は、次の（イ）～（ハ）までに掲げる機器によって1年間で消費される電力量を合計したものとする。

（イ） 給気機

（ロ） 排気機

（ハ） その他換気設備の種類に応じて必要となる機器

ハ 機械換気設備  $i$  の制御の方法に応じて定められる係数 $F_{V,i}$ は、機械換気設備の設置状況および用途、高効率電動機、インバータ、送風量制御の採用の有無を勘案して算出することとする。

(4)  $E_L$ は、次のイ及びロに定める方法によるものとする。

イ 一年あたりの $E_L$ は、計算対象照明設備に対して、その照明器具一台あたりの消費電力 $E_{L,i}$ と年間運転時間 $T_{L,i}$ を掛けた値を全台数（全 $n$ 台）分積算して算出するものとする。 $E_L$ は、以下の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_i^n (E_{L,i} \times T_{L,i} \times F_{L,i} \times C_{L,i}) \times ECEL \times 10^{-6}$$

この式において、 $E_{L,i}$ 、 $T_{L,i}$ 、 $F_{L,i}$ 、 $C_{L,i}$ 、 $n$ 、 $f_E$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{L,i}$  : 照明設備  $i$  の消費電力（単位 W）

$T_{L,i}$  : 照明設備  $i$  の運転時間（単位 時間）

$F_{L,i}$  : 照明設備  $i$  の制御の方法に応じて定められる係数（単位 無次元）

$C_{L,i}$  : 照明設備  $i$  を設置する室の形状に応じて定められる係数（単位 無次元）

$n$  : 当該建物の照明設備の数（単位 台）

$ECEL$  : 別表第4に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数（kJ/kWh）

ロ 照明設備  $i$  の制御の方法に応じて定められる係数 $F_{L,i}$ は、照明設備の設置状況および用途、在室検知制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正、昼光利用制御、点滅制御、照度調整調光制御の採用の有無を勘案して算出することとする。

(5)  $E_W$ は、次のイ及びロに定める方法によるものとする。

イ 一年あたりの $E_W$ は、計算対象給湯設備に対して、その給湯設備一台あたりにかかる年間給湯負荷 $Q_{W,i}$ をシステム効率 $\eta_{W,i}$ で除した値を全台数（全 $n$ 台）分積算して算出するものとする。

$E_W$ は、以下の式により算出するものとする。

$$E_W = \sum_i^n \left( \frac{Q_{W,i}}{1000\eta_{W,i}} \right)$$

$Q_{W,i}$  : 給湯設備  $i$  の年間給湯負荷（単位 KJ/年）

$\eta_{W,i}$  : 給湯設備  $i$  のシステム効率

$n$  : 当該建物の給湯設備の数（単位 台）

ロ 年間給湯負荷 $Q_{W,i}$ は、外気温度、給水温度、給湯配管からの熱損失量を勘案して算出するものとする。

(6)  $E_{EV}$ は、次のイ及びロに定める方法によるものとする。

イ 一年あたりの $E_{EV}$ は、計算対象昇降機に対して、以下の式により算出するものとする。

$$E_{EV} = \sum_i^n \left( \frac{L_{EV,i} \times V_{EV,i} \times C_{EV,i} \times T_{EV,i}}{860 \times 1000} \right) \times ECEL$$

この式において、 $L_{EV,i}$ 、 $V_{EV,i}$ 、 $C_{EV,i}$ 、 $T_{EV,i}$ 、 $n$ 、 $ECEL$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{EV,i}$  : 昇降機  $i$  の積載質量（単位 kg）

$V_{EV,i}$  : 昇降機  $i$  の定格速度（単位 m/s）

$C_{EV,i}$  : 昇降機  $i$  の制御の方法に応じて定められる係数

$T_{EV,i}$  : 昇降機  $i$  の年間運転時間（単位 時間）

$n$  : 当該建築物における昇降機の数

$ECEL$  : 別表第4に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数 (kJ/kWh)

ロ 昇降機  $i$  の制御の方法に応じて定められる係数  $C_{EV,i}$  については、当該昇降機の種類、速度、制御方式の種類を勘案して算出するものとする。

(7)  $E_S$  は、次のイ及びロに定める方法によるものとする。

イ 1年あたりの  $E_S$  は、計算対象エネルギー利用効率化設備に対して、その設備一台あたりのエネルギー消費量の削減量  $E_{S,i}$  を全台分 (全  $n$  台) 積算して算出するものとする。

$$E_S = \sum_i^n E_{S,i} \times ECEL$$

この式において、 $E_{S,i}$  および  $ECEL$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{S,i}$  : エネルギー利用効率化設備  $i$  による消費電力量の削減量 (単位 MWh/日)

$n$  : 当該建築物における計算対象エネルギー利用効率化設備の数

$ECEL$  : 別表第4に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 kJ/kWh)

ロ エネルギー利用効率化設備による消費電力量の削減量  $E_{S,i}$  は、気象条件及び設備の性能、設置状況を勘案して計算するものとする。

(8) その他の一次エネルギー消費量  $E_{etc}$  は、第2の2-2の(8)に規定する算出方法を用いることとする。



## 第2 住宅に係る判断の基準

### 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

1-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、住宅（重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅にあっては、住戸。以下2において同じ。）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して住宅の配置計画及び平面計画を策定すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。
- (4) 気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮すること。

1-2 住宅の外壁、窓等に関して1-1の(1)から(3)までに掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、1-3によるものとし、1-1の(4)に掲げる事項に係る措置を実施するにあたっては、1-4から1-7までに留意するものとする。

1-3 地域の区分に応じた年間暖冷房負荷等の基準

(1) 住宅が、次の(2)に定める熱貫流率の基準及び(3)に定める日射熱取得率の基準に適合するようにするものとする。

(2) 地域の区分に応じた熱貫流率の基準

イ 地域の区分に応じた外皮平均熱貫流率の基準

(イ) 住宅の外皮平均熱貫流率が、別表第2に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第2に掲げる地域の区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値（単位 1平方メートル1度につきワット）	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
<p>「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。</p>								

(ロ) (イ)の外皮平均熱貫流率は、次の式により算出すること。

$$U_A = (\sum A_i U_i + \sum L_{Fi} U_{Fi}) / \sum A_i$$

この式において、 $U_A$ 、 $A_i$ 、 $U_i$ 、 $L_{Fi}$ 、及び $U_{Fi}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$U_A$  : 外皮平均熱貫流率（単位 1平方メートル1度につきワット）

$A_i$  : 外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏（以下「外気等」という。）に接する第*i*部位（基礎断熱の場合における基礎及び土に接する壁（以下「基礎等」という。）を除く。）の面積（単位 平方メートル）

$U_i$  : 第*i*部位の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成してい

る材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）により貫流する熱量等を勘案して算出するものとする。ただし、熱橋により貫流する熱量は断熱補強（熱橋に断熱材を補うことにより断熱性能を強化することをいう。）の方法に応じて適切に算出するものとする。）

$L_{Fi}$  : 第  $i$  基礎等の外周の長さ（単位 メートル）

$U_{Fi}$  : 第  $i$  基礎等の外周の熱貫流率（内外の温度差 1 度の場合において 1 メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、基礎等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出するものとする。）

$U_i$ 、 $U_{Fi}$  は、隣接空間との温度差による貫流熱量の低減を考慮したものとする。

### (3) 地域の区分に応じた冷房期の住宅の日射熱取得率の基準

イ 地域の区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率の基準

(イ) 住宅の平均日射熱取得率が、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第 2 に掲げる地域の区分	1	2	3	4	5	6	7	8
平均日射熱取得率の基準値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

(ロ) (イ)の冷房期の平均日射熱取得率は、次の式により算出すること。

$$\eta_A = (\sum (\sum A_{ij} \eta_{ij}) \nu_j + \sum A_{ri} \eta_{ri}) / \sum (A_{ij} + A_{ri}) \times 100$$

この式において、 $\eta_A$ 、 $A_{ij}$ 、 $\eta_{ij}$ 、 $\nu_j$ 、 $A_{ri}$  及び  $\eta_{ri}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\eta_A$  : 冷房期の住宅の平均日射熱取得率

$A_{ij}$  : 第  $j$  方位における外気に接する第  $i$  壁（壁に設けられた開口部を含む。以下同じ。）の面積（単位 平方メートル）

$\eta_{ij}$  : 第  $j$  方位における第  $i$  壁の日射熱取得率（入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を表した数値をいう。以下同じ。）

$\nu_j$  : 第  $j$  方位及び別表第 1 に掲げる地域区分に応じて次の表に掲げる係数（以下「方位係数」という。）

第 $j$ 方位	別表第 1 に掲げる地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325
東北	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480

西南	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411
下面	0							

$A_{ri}$  : 第  $i$  屋根（屋根に設けられた開口部を含む。以下同じ。）の水平投影面積（単位 平方メートル）

$\eta_{ri}$  : 第  $i$  屋根又は当該屋根の直下の天井（天井に設けられた開口部を含む。）の日射熱取得率

#### 1-4 気密性の確保

室内に直接侵入する隙間風の防止による暖冷房負荷の削減、断熱材の断熱効果の補完及び的確な計画換気の実現のため、気密性の確保のための措置を講じるものとする。

#### 1-5 防露性能の確保

次の(1)及び(2)に留意し、住宅の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。

##### (1) 表面結露の防止

住宅全体としては1-3の(2)のイに定める暖冷房負荷の基準又は1-3の(3)のイに定める熱損失係数の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分（開口部を除く。）を作らないこと。

##### (2) 内部結露の防止

断熱材の内部又は断熱材よりも屋外側で外気に開放されていない部分においては、内部結露の発生を防止するため、水蒸気の侵入と排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が滞留しないよう適切な措置を講じること。

#### 1-6 暖房機器等による室内空気汚染の防止

住宅に燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。

#### 1-7 防暑のための通気経路の確保

夏期の防暑上通風が有効である地域における住宅について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通気経路の確保に努めるものとする。

## 2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十二条に規定する建築物の建築をしようとする者のうち、住宅を建築しようとする者は、当該住宅における設計一次エネルギー消費量（2-3に定める方法により算定した数値をいう。）を、基準一次エネルギー消費量（2-2に定める方法により算定した数値をいう。）により除した値が1を上回らないようにすること。

### 2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

- (1) 2-1における基準一次エネルギー消費量は、戸建住宅並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅について定めることとし、戸建住宅、重ね建住宅における一の住戸、連続住宅における一の住戸、共同住宅における一の住戸（以下、「単位住戸」という。）の基準一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとし、共同住宅における住棟の基準一次エネルギー消費量については(9)に定める方法によるものとする。
- (2) 単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_{etc}$$

この式において、 $E_{ST}$ および $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 、 $E_{etc}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST}$ ：単位住戸の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_{SH}$ ：暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_{SC}$ ：冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_{SV}$ ：機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_{SL}$ ：照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_{SW}$ ：給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_{etc}$ ：その他のエネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_{SH}$ は次の(3)に定める方法によるものとし、 $E_{SC}$ は次の(4)に定める方法によるものとし、 $E_{SV}$ は次の(5)に定める方法によるものとし、 $E_{SL}$ は次の(6)に定める方法によるものとし、 $E_{SW}$ は次の(7)に定める方法によるものとし、 $E_{etc}$ は次の(8)に定める方法によるものとする。

- (3)  $E_{SH}$ は、住宅全体を暖房する方式の場合はイに定める方法によるものとし、居室のみを暖房する方式の場合はロに定める方法によるものとする。ただし、新築時に暖房設備が設置されていない場合は、ロに定める方法によるものとする。

イ 住宅全体を暖房する方式の場合における暖房設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{SH,all}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH,all} = a_{SH,all} \times A_{total}$$

この式において、 $a_{SH,all}$ および $A_{total}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SH,all}$ ：別表第2に掲げる地域の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 MJ/m<sup>2</sup>年）

$A_{total}$ ：当該住宅における床面積の合計（単位 m<sup>2</sup>）

係数	別表第2に掲げる地域の区分
----	---------------

	1	2	3	4	5	6	7	8
$a_{SH,all}$	711	575	473	501	421	282	149	

ロ 居室のみを暖房する方式の場合における暖房設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{SH,R}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH,R} = a_{SH,MR} \times A_{MR} + \beta_{SH,OR} \times A_{OR}$$

この式において、 $a_{SH,MR}$ および $A_{MR}$ 、 $\beta_{SH,OR}$ 、 $A_{OR}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SH,MR}$ 、 $\beta_{SH,OR}$ ：別表第2に掲げる地域の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 MJ/m<sup>2</sup>年）

$A_{MR}$ ：当該住宅の主たる居室の床面積（単位 m<sup>2</sup>）

$A_{OR}$ ：当該住宅のその他の居室の床面積の合計（単位 m<sup>2</sup>）

なお、「主たる居室」とは、基本生活行為において就寝を除き、日常生活上最も在室時間が長い居室をいい、「その他居室」とは住宅の居室のうち、主たる居室以外の居室を言う。以下同じ。

暖房方法 の区分	係数	別表第2に掲げる地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
(い)	$a_{SH,MR}$	1244	1161	970	1029	881	664	350	
	$\beta_{SH,OR}$	690	648	573	568	481	367	191	
(ろ)	$a_{SH,MR}$	1002	909	736	713	487	342	170	
	$\beta_{SH,OR}$	171	159	129	117	73	54	30	
(は)	$a_{SH,MR}$	1244	1161	970	1029	881	664	350	
	$\beta_{SH,OR}$	171	159	129	117	73	54	30	
(に)	$a_{SH,MR}$	1002	909	736	713	487	342	170	
	$\beta_{SH,OR}$	690	648	573	568	481	367	191	

1 「暖房方法の区分」とは別表第3に定める暖房方法の区分をいう。  
2 新築時に主たる居室に暖房設備を設置しない場合の暖房方法の区分は別表第2に掲げる地域の区分に依存し、別表第2における1～4地域においては区分(い)とし、5～7地域においては区分(ろ)によるものとする。

(4)  $E_{SC}$ は、住宅全体を冷房する方式の場合は次のイに定める方法によるものとし、居室のみを冷房する方式の場合は次のロに定める方法によるものとする。ただし、新築時に冷房設備が設置されていない場合は、ロに定める方法によるものとする。

イ 住宅全体を冷房する方式の場合における冷房設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{SC,all}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC,all} = a_{SC,all} \times A_{total}$$

この式において、 $a_{SC,all}$ および $A_{total}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SC,all}$ ：別表第2に掲げる地域の区分ごとに次の表に掲げる係数

$A_{total}$ ：当該住宅における床面積の合計（単位 m<sup>2</sup>）

係数	別表第2に掲げる地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
$a_{SC,all}$	23	20	41	78	84	207	265	367

ロ 居室のみを冷房する方式の場合における冷房設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{SC,R}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC,R} = a_{SC,MR} \times A_{MR} + \beta_{SC,OR} \times A_{OR}$$

この式において、 $a_{SC,MR}$ および $A_{MR}$ 、 $\beta_{SC,OR}$ 、 $A_{OR}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SC,MR}$ 、 $\beta_{SC,OR}$ ：別表第2に掲げる地域の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 MJ/m<sup>2</sup>年）

$A_{MR}$ ：当該住宅の主たる居室の床面積（単位 m<sup>2</sup>）

$A_{OR}$ ：当該住宅のその他の居室の床面積の合計（単位 m<sup>2</sup>）

係数	別表第2に掲げる地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
$a_{SC,MR}$	11	9	20	42	43	108	131	143
$\beta_{SC,OR}$	4	4	7	12	12	39	42	81

(5)  $E_{SV}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = a_{SV} \times A_{total} + \beta_{SV}$$

この式において、 $a_{SV}$ 、 $A_{total}$ 、 $\beta_{SV}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SV}$ 、 $\beta_{SV}$ ：床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数

$A_{total}$ ：床面積の合計（単位 m<sup>2</sup>）

係数	床面積の合計の区分		
	(い)	(ろ)	(は)
	床面積の合計が 60平方メートル未満	床面積の合計が 60平方メートル以上 120平方メートル未満	床面積の合計が 120平方メートル以上
$a_{SV}$	42	34	33
$\beta_{SV}$	0	480	600

(6)  $E_{SL}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = 31 \times A_{total} + 169 \times A_{MR} + 39 \times A_{OR}$$

この式において、 $A_{total}$ および $A_{MR}$ 、 $A_{OR}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{total}$ ：当該住宅における床面積の合計（単位 m<sup>2</sup>）

$A_{MR}$ ：当該住宅の主たる居室の床面積（単位 m<sup>2</sup>）

$A_{OR}$ ：当該住宅のその他居室の床面積（単位 m<sup>2</sup>）

(7)  $E_{SW}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = a_{SW} \times A_{total} + \beta_{SW}$$

この式において、 $a_{SW}$ および $A_{total}$ 、 $\beta_{SW}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SW}$ 、 $\beta_{SW}$ ：床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数

$A_{total}$ ：当該住宅の床面積の合計（単位  $m^2$ ）

別表第2に掲げる地域の区分	係数	床面積の合計の区分				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上かつ60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上かつ90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上かつ120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
1	$a_{SW}$	—	234	307	109	—
	$\beta_{SW}$	11946	4926	546	18366	31446
2	$a_{SW}$	—	228	300	107	—
	$\beta_{SW}$	11696	4856	536	17906	30746
3	$a_{SW}$	—	212	280	100	—
	$\beta_{SW}$	10892	4532	452	16652	28652
4	$a_{SW}$	—	205	272	97	—
	$\beta_{SW}$	10575	4425	405	16155	27795
5	$a_{SW}$	—	200	276	103	—
	$\beta_{SW}$	10440	4440	-120	15450	27810
6	$a_{SW}$	—	181	249	93	—
	$\beta_{SW}$	9401	3971	-109	13931	25091
7	$a_{SW}$	—	165	227	85	—
	$\beta_{SW}$	8499	3549	-171	12609	22809
8	$a_{SW}$	—	130	178	67	—
	$\beta_{SW}$	6672	2772	-108	9882	17922

(8)  $E_{etc}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{etc} = \alpha_{etc} \times A_{total} + \beta_{etc}$$

この式において、 $\alpha_{etc}$ および $A_{total}$ 、 $\beta_{etc}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{etc}$ 、 $\beta_{etc}$ ：床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数

$A_{total}$ ：当該住宅の床面積の合計（単位  $m^2$ ）

係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)

	床面積の合計が 30 平方メートル未満	床面積の合計が 30 平方メートル以上かつ 60 平方メートル未満	床面積の合計が 60 平方メートル以上かつ 90 平方メートル未満	床面積の合計が 90 平方メートル以上かつ 120 平方メートル未満	床面積の合計が 120 平方メートル以上
$\alpha_{etc}$	0	16	61	61	0
$\beta_{etc}$	16954	16474	13774	13774	21094

(9) 共同住宅における住棟の基準一次エネルギー消費量 $E_{st,all}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{st,all} = \sum_i^n E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9$$

この式において、 $E_{st,all}$ 、 $E_{ST}$ 、 $E_{sac}$ 、 $E_{sv}$ 、 $E_{sl}$ 、 $E_{sw}$ 、 $E_{sev}$ 、 $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{st,all}$  : 住棟の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{ST,i}$  : 住戸  $i$  の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{sac}$  : 共用部の空調設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{sv}$  : 共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{sl}$  : 共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{sw}$  : 共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$E_{sev}$  : 共用部の昇降機設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

$n$  : 住戸数

$E_{sac}$ は次の(10)に定める方法によるものとし、 $E_{sv}$ は次の(11)に定める方法によるものとし、 $E_{sl}$ は次の(12)に定める方法によるものとし、 $E_{sw}$ は次の(13)に定める方法によるものとし、 $E_{sev}$ は次の(14)に定める方法によるものとする。

(10)  $E_{sac}$ は次の式により算出するものとする。

$$E_{sac} = \sum_i^n (a_{sac,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{sac,i}$ および $A_i$ 、 $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sac,i}$  : 空調対象室  $i$  の室用途と別表第 2 に掲げる地域の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 MJ/m<sup>2</sup>年)

$A_i$  : 空調対象室  $i$  の延べ面積 (単位 m<sup>2</sup>)

$n$  : 当該建築物における空調対象室の数

室用途	別表第 2 に掲げる地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
屋内廊下	610	598	603	603	697	709	703	596
ロビー	619	623	673	719	761	815	836	736
管理人室	704	686	666	644	758	756	743	626



集会室	704	686	666	644	758	756	743	626
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※建築物の用途部分が含まれる場合は別表第1に示す係数を用いて基準値を算定する。

(11)  $E_{sv}$ は次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_i^n a_{sv,i} \times A_{t,i}$$

この式において、 $a_{sv,i}$ および $A_{t,i}$ 、 $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ただし、建築物の用途部分が含まれる場合は別表第1に示す係数を用いて基準値を算定する。

$a_{sv,i}$  : 室*i* (空調対象室を除く) の室用途ごとに次の表に掲げる係数 (単位 MJ/ m<sup>2</sup>年)

$A_{t,i}$  : 室 (空調対象室を除く) *i* の延べ面積 (単位 m<sup>2</sup>)

$n$  : 当該建築物における下表の用途に室のうち、空調対象室以外の室数

室用途名称	$a_{sv,i}$
屋内廊下	0
ロビー	0
屋内駐車場	1662
電気・機械室 (標準)	475
電気・機械室 (高発熱)	950
厨芥置き場等	1425

(12)  $E_{sl}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sl} = \sum_i^n a_{sl,i} \times A_{t,i}$$

この式において、 $a_{sl,i}$ 、 $A_{t,i}$ および $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ただし、建築物の用途部分が含まれる場合は、別表第1に示す係数を用いて基準値を算定する。

$a_{sl,i}$  : 室*i*の室用途ごとに次の表に掲げる係数 (単位 MJ/ m<sup>2</sup>年)

$A_{t,i}$  : 室*i*の延べ面積 (単位 m<sup>2</sup>)

$n$  : 当該建築物における照明対象室の数

室用途名称	$a_{sl,i}$
屋内廊下	513
ロビー	1026
管理人室	353
集会室	115
屋外廊下	256
屋内駐車場	308

電気・機械室（標準）	10
電気・機械室（高発熱）	10
厨房置き場等	308

(13)  $E_{sw}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sw} = \sum_i^n a_{sw,i} \times A_{t,i}$$

この式において、 $a_{sw,i}$ 、 $A_{t,i}$ および  $n$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ただし、建築物の用途部分が含まれる場合は別表第1に示す係数を用いて基準値を算定する。

$a_{sw,i}$  : 室  $i$  の室用途と別表第2に掲げる地域の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 MJ/m<sup>2</sup>年)

$A_{t,i}$  : 室  $i$  の延べ面積 (単位 m<sup>2</sup>)

$n$  : 当該建築物における給湯対象室の数

室用途	別表第2に掲げる地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
管理人室	51	50	47	45	43	39	36	29
集会室	1712	1678	1572	1531	1454	1322	1209	978

(14)  $E_{sev}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sev} = \sum_i^n \left( \frac{N_{ev,i} \times L_{ev,i} \times V_{ev,i} \times F_{st}}{860 \times 1000} \times T_{ev,i} \right) \times ECEL$$

$N_{ev,i}$  : 昇降機系統  $i$  に属する昇降機の台数 (単位 台)

$L_{ev,i}$  : 昇降機系統  $i$  に属する昇降機の積載質量 (単位 kg)

$V_{ev,i}$  : 昇降機系統  $i$  に属する昇降機の定格速度 (単位 m/s)

$F_{st}$  : 基準設定速度制御係数 (1/40)

$T_{ev,i}$  : 昇降機系統  $i$  の昇降機年間運転時間 (単位 時間)

$n$  : 当該建築物における昇降機の対象系統数

$ECEL$  : 別表第4に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数 (kJ/kWh)

(15)  $E_{st}$ は、小数点第一位を切り下げた整数値とする。

## 2-3 当該住宅における一次エネルギー消費量の算定方法

(1) 2-1における当該住宅の一次エネルギー消費量は、単位住戸のエネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとし、共同住宅における住棟のエネルギー消費量については(10)に定める方法によるものとする。

(2) 単位住戸のエネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_T = E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_{etc}$$

この式において、 $E_T$ および $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_S$ 、 $E_{etc}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$ ：単位住戸のエネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_H$ ：暖房設備の一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_C$ ：冷房設備の一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_V$ ：機械換気設備の一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_L$ ：照明設備の一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_W$ ：給湯設備（コージェネレーション設備を採用する場合にあつては、コージェネレーション設備。以下同じ。）の一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

$E_S$ ：エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量（単位 MJ/年）

$E_{etc}$ ：その他のエネルギー消費量

$E_H$ は次の(3)に定める方法によるものとし、 $E_C$ は次の(4)に定める方法によるものとし、 $E_V$ は次の(5)に定める方法によるものとし、 $E_L$ は次の(6)に定める方法によるものとし、 $E_W$ は次の(7)に定める方法によるものとし、エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具（以下、「エネルギー利用効率化設備」という。）による一次エネルギー消費量の削減量 $E_S$ は次の(8)に定める方法によるものとし、 $E_{etc}$ は次の(9)に定める方法によるものとする。

(3)  $E_H$ は、次のイからニに定める方法によるものとする。

イ 1年あたりの暖房設備の一次エネルギー消費量 $E_H$ は、日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりの暖房設備 $i$ の一次エネルギー消費量 $E_{H,d,t,i}$ を、暖房設備ごとにおよび1年間を通じて積算して算出するものとする。暖房設備 $i$ の一次エネルギー消費量 $E_{H,d,t,i}$ は、暖房設備の種類および仕様並びに当該住宅の床面積、外気の温湿度及び暖房設備により処理される暖房負荷、暖房設備により処理されない暖房負荷を勘案して算出することとし、日付 $d$ 時刻 $t$ における暖房設備の一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、以下の式により算出するものとする。

$$E_{H,d,t,i} = C_{H,d,t,i} \times Q_{T,H,d,t,i} + \alpha_{UT,H} \times Q_{UT,H,d,t,i}$$

この式において、 $E_{H,d,t,i}$ および $C_{H,d,t,i}$ 、 $Q_{T,H,d,t,i}$ 、 $\alpha_{UT,H}$ 、 $Q_{UT,H,d,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{H,d,t,i}$ ：日付 $d$ の時刻 $t$ における1時間あたりの暖房設備 $i$ の一次エネルギー消費量（単位 MJ/h）

$C_{H,d,t,i}$ ：日付 $d$ の時刻 $t$ における1時間あたりの暖房設備 $i$ の一次エネルギー消費係数

$Q_{T,H,d,t,i}$ ：日付 $d$ の時刻 $t$ における1時間あたりの暖房設備 $i$ により処理される暖房負荷（単位 MJ/h）

$\alpha_{UT,H}$ ：処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数で別表第2に定める地域の区分ごとに定まり別表第5による

$Q_{UT,H,d,t,i}$ ：日付 $d$ の時刻 $t$ における1時間あたりの暖房設備 $i$ により処理されない暖房負荷（単位

MJ/h)

- ロ 日付 $d$ の時刻 $t$ における1時間あたりの暖房設備 $i$ の一次エネルギー消費係数 $C_{H,d,t,i}$ は暖房設備の種類および仕様並びに当該住宅の床面積、外気の温湿度及び暖房設備により処理される暖房負荷、暖房設備により処理されない暖房負荷を勘案した数値とする。
- ハ 暖房設備により処理されない負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合において暖房負荷から最大出力を減じた値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力を超えない場合は0とする。
- ニ 暖房負荷は、(イ)から(ハ)に掲げる事項について勘案すること。
- (イ) 暖房負荷の計算においては、次に掲げるスケジュール等を勘案すること。
- ① 暖房設備の運転時間と温度設定
  - ② 居住者の在室時間と在室人数および発熱・発湿量
  - ③ 局所換気および全般換気の運転時間と換気量および換気経路
  - ④ 家電製品の運転時間と発熱量
- (ロ) 外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第2に定める地域の区分ごとの気象データを使用すること。
- (ハ) 暖房負荷の計算においては、次に掲げる熱を勘案すること。
- (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
  - (ii) 換気又は漏気によって輸送される熱
  - (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
  - (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
  - (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- (4)  $E_c$ は、次のイからニに定める方法によるものとする。

イ 1年あたりの冷房設備の一次エネルギー消費量 $E_c$ は、日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりの冷房設備 $i$ の一次エネルギー消費量 $E_{c,d,t,i}$ を、冷房設備ごとにおよび1年間を通じて積算して算出するものとする。日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりの冷房設備 $i$ の一次エネルギー消費量 $E_{c,d,t,i}$ は、冷房設備の種類および仕様並びに当該住宅の床面積、外気の温湿度及び冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出することとし、日付 $d$ 時刻 $t$ における冷房設備の一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、以下の式により算出するものとする。

$$E_{c,d,t,i} = C_{c,d,t,i} \times Q_{T,c,d,t,i}$$

この式において、 $E_{c,d,t,i}$ および $C_{c,d,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{c,d,t,i}$ ：日付 $d$ の時刻 $t$ における1時間あたりの冷房設備 $i$ の一次エネルギー消費量（単位 MJ/h）

$C_{c,d,t,i}$ ：日付 $d$ の時刻 $t$ における1時間あたりの冷房設備 $i$ の一次エネルギー消費係数

- ロ 日付 $d$ の時刻 $t$ における1時間あたりの冷房設備 $i$ の一次エネルギー消費係数 $C_{c,d,t,i}$ は冷房設備の種類および仕様並びに当該住宅の床面積、外気の温湿度及び冷房設備により処理される冷房負荷を勘案した数値とする。
- ハ 冷房設備による処理負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷量及び処理潜熱負荷量の合計とする。
- (イ) 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力を超えない

場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

(ロ) 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

ニ 冷房負荷は、(イ)から(ハ)に掲げる事項について勘案すること。

(イ) 冷房負荷の計算においては、次に掲げるスケジュール等を勘案すること。

- ① 冷房設備の運転時間と温湿度設定
- ② 居住者の在室時間と在室人数および発熱・発湿量
- ③ 局所換気および全般換気の運転時間と換気量および換気経路
- ④ 家電製品の運転時間と発熱量

(ロ) 外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第2に定める地域の区分ごとの気象データを使用すること。

(ハ) 冷房負荷の計算においては、次の①及び②に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

① 顕熱

- (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- (ii) 換気（通風のための措置を含む。②において同じ。）又は漏気によって輸送される熱
- (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

② 潜熱

- (i) 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- (ii) 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- (iii) 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱

(5)  $E_V$ は、次のイからハに定める方法によるものとする。

イ 1年あたりの機械換気設備の一次エネルギー消費量 $E_V$ は、日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりの全般換気設備の一次エネルギー消費量 $E_{VG,d,t}$ と日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりの局所換気設備の一次エネルギー消費量 $E_{VL,d,t}$ の合計値を、1年間を通じて積算して算出するものとする。日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりの全般換気設備の一次エネルギー消費量 $E_{VG,d,t}$ は、以下の式により算出するものとする。

$$E_{VG,d,t} = f_{SFP} \times V_R \times E_{CEL} \times 10^{-6}$$

この式において、 $E_{VG,d,t}$ および $f_{SFP}$ 、 $V_R$ 、 $f_E$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{VG,d,t}$  : 日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりの全般換気設備の一次エネルギー消費量(単位 MJ/h)

$f_{SFP}$  : 全般換気設備の比消費電力(単位 W/(m<sup>3</sup>/h))

$V_R$  : 全般換気設備の参照機械換気量(単位 m<sup>3</sup>/h)

$E_{CEL}$  : 別表第4に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数(kJ/kWh)

ロ 全般換気設備の比消費電力 $f_{SFP}$ は、機械換気設備の種類、仕様並びに全般換気設備の設計風量を勘案して算出することとする。

ハ 全般換気設備の参照機械換気量 $V_R$ は、換気回数および床面積、並びに熱交換型換気設備を採用する場合においては有効換気量率を勘案して算出することとする。

(6)  $E_L$ は、次のイからハに定める方法によるものとする。

イ 1年あたりの照明設備の一次エネルギー消費量 $E_L$ は、日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりの照明区画 $i$ に設置される照明設備の一次エネルギー消費量 $E_{L,d,t,i}$ を照明区画ごとにおよび1年間を通じて積算して算出するものとし、 $E_{L,d,t,i}$ は、以下の式により算出するものとする。

$$E_{L,d,t,i} = P_i \times C_i \times E_{CECL} \times 10^{-6} \times r_{i,d,t}$$

この式において、 $E_{L,d,t,i}$ および $P_i$ 、 $C_i$ 、 $f_E$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{L,d,t,i}$  : 日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりの照明区画 $i$ に設置される照明設備の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/h)

$P_i$  : 照明区画 $i$ に設置される照明設備の消費電力の合計値 (単位 W)

$C_i$  : 照明区画 $i$ に設置される照明設備の消費電力の補正值

$E_{CECL}$  : 別表第4に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数 (kJ/kWh)

$r_{i,d,t}$  : 日付 $d$ 時刻 $t$ における照明区画 $i$ に設置される照明設備の使用時間率

ロ 照明区画 $i$ に設置される照明設備の消費電力の合計値 $P_i$ は、照明設備の種類、仕様並びに照明区画 $i$ の床面積を勘案して算出することとする。

ハ 照明区画 $i$ に設置される照明設備の消費電力の補正值 $C_i$ は、照明設備の設置状況および用途、調光、人感センサーおよび多灯分散照明の採用の有無を勘案して算出することとする。

(7)  $E_W$ は、次のイからハに定める方法によるものとする。

イ  $E_W$ は、日付 $d$ における1日あたりの給湯設備の一次エネルギー消費量 $E_{W,d}$ を、1年間を通じて積算して算出するものとする。1日あたりの給湯設備の一次エネルギー消費量 $E_{W,d}$ は、給湯設備がコージェネレーション設備でない場合においては、給湯設備の種類、仕様、並びに外気温湿度、給水温度、給湯負荷を勘案して算出し、給湯設備がコージェネレーション設備の場合においては、給湯設備の種類、仕様、並びに外気温湿度、給水温度、コージェネレーション設備が分担する温水負荷、電力需要を勘案して算出することとし、日付 $d$ 時刻 $t$ における給湯設備の一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、以下の式により算出するものとする。

$$E_{W,d} = C_{W,d} \times L_{W,d}$$

この式において、 $E_{W,d}$ および $E_{G,w,d}$ 、 $E_{K,w,d}$ 、 $f_E$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{W,d}$  : 日付 $d$ における1日あたりの給湯設備の一次エネルギー消費量 (単位 MJ/日)

$C_{W,d}$  : 日付 $d$ における1日あたりの給湯設備の一次エネルギー消費係数

$L_{W,d}$  : 日付 $d$ における1日あたりの給湯負荷 (単位 MJ/日)

ロ 日付 $d$ における1日あたりの給湯設備の一次エネルギー消費係数 $C_{W,d}$ は給湯設備の種類、仕様、並びに外気温湿度、給水温度、給湯負荷を勘案した数値とする。

ハ 日付 $d$ における1日あたりの給湯負荷 $L_{W,d}$ は、床面積、並びに外気温湿度、給水温度を勘案し、さらに太陽熱利用給湯設備を利用する場合においては太陽熱利用給湯設備の種類、仕様および直達日射量および天空放射量を勘案して算出することとする。

(8)  $E_S$ は、次のイ、ロに定める方法によるものとする。

イ  $E_s$ は、日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりのエネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量 $E_{s,d,t}$ を、1年間を通じて積算して算出するものとし、 $E_{s,d,t}$ は、以下の式により算出するものとする。

$$E_{s,d,t} = E_{E,s,d,t} \times ECEL \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{E,s,d,t}$ および $ECEL$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{E,s,d,t}$ ：日付 $d$ 時刻 $t$ における1時間あたりのエネルギー利用効率化設備による消費電力量の削減量（単位 kWh/時）

$ECEL$ ：別表第4に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数（kJ/kWh）

ロ 日付 $d$ における1日あたりのエネルギー利用効率化設備による消費電力量の削減量 $E_{E,s,d}$ は、気象条件及び設備の性能、設置状況を勘案して計算するものとする。

(9)  $E_{etc}$ は、第2の2-2の(8)に規定する算出方法を用いることとする。

(10) 共同住宅における住棟の一次エネルギー消費量については、(2)により算出した各住戸の一次エネルギー消費量の合計に、共用部の一次エネルギー消費量を加算することとする。共用部分のエネルギー消費量は、第1の2-3に規定する算出方法を用いることとする。

### 第3 複合建築物に係る判断の基準

#### 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

建築物に該当する部分については、第1の2に示す基準を、住宅に該当する部分について、第1の2に示す基準を満たすこと。

#### 2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十二条に規定する建築物の建築をしようとする者のうち、住宅と住宅以外の用途に供する建築物（以下、「複合建築物」という。）を建築しようとする者は、基準一次エネルギー消費量（2-2に定める方法により算定した数値をいう。）を、当該建築物における設計一次エネルギー消費量（2-3に定める方法により算定した数値をいう。）が上回らないようにすること。

##### 2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

(1) 2-1に示す基準一次エネルギー消費量は複合建築物全体および住戸についてそれぞれ定めることとし、複合建築物全体については(2)に定める方法によるものとし、住戸については(3)に定める方法によるものとする。

(2) 複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量は、イおよびロに示す値の合計とする。

イ 建築物に該当する部分については、第1の2-2に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

ロ 住宅に該当する部分については、共同住宅の場合は第2の2-2に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量、共同住宅以外の場合は第1の2-2に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

(3) 複合建築物における住戸の基準一次エネルギー消費量は第2の2-2に定める方法によるものとする。

##### 2-3 当該複合建築物の一次エネルギー消費量の算定方法

(1) 2-1に示す当該複合建築物における一次エネルギー消費量は複合建築物全体および住戸についてそれぞれ定めることとし、複合建築物全体については(2)に定める方法によるものとし、住戸については(3)に定める方法によるものとする。

(2) 当該複合建築物全体の一次エネルギー消費量は、イおよびロに示す値の合計とする。

イ 建築物に該当する部分については、第1の2-3に定める方法により算出した一次エネルギー消費量

ロ 住宅に該当する部分については、共同住宅の場合は第2の2-3に定める方法により算出した一次エネルギー消費量、共同住宅以外の場合は第1の2-3に定める方法により算出した一次エネルギー消費量

(3) 当該複合建築物における住戸の一次エネルギー消費量は第2の2-3に定める方法によるものとする。



## II. 住宅及び建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

次の第1又は第2のいずれかに該当すること。

ただし、住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物については、住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分の両方について、それぞれ第1又は第2のいずれかに該当することとする。

第1 次の1から8に掲げる事項のうち、二項目以上について適合させること。

1 節水に関する取組について、以下のいずれかに該当すること。

- (1) 設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用している。
- (2) 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用している。
- (3) 定置型の食器洗浄機を設置している。ただし、共同住宅における住棟、及び住宅と住宅以外の両方の用途に供する建築物については、住戸の半数以上に設置していること。

2 雨水又は雑排水の利用のための設備を設置している。

3 エネルギーマネジメントに関する取組について、イまたはロに掲げる事項に該当すること。

イ 次の(1)から(3)の条件を満たすHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を設置している。ただし、共同住宅における住棟、及び住宅と住宅以外の両方の用途に供する建築物については、住戸の半数以上に設置していること。

- (1) 住宅所有者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、表示が可能なこと。
- (2) ECHNOET Lite（エコーネットライト）規格による空調・照明等の電力使用を調整するための制御機能を有していること。
- (3) ECHNOET Lite 規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。

ロ 建築物のエネルギー消費量に関する情報を、空調、照明等のエネルギー用途別に計測、蓄積及び表示することが可能なBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を設置している。

4 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型の蓄電池を設置している。ただし、共同住宅における住棟、及び住宅と住宅以外の両方の用途に供する建築物については、住戸の半数以上に設置していること。

5 一定のヒートアイランド対策として、以下のいずれかの措置を講じている。

- (1) 敷地内に一定割合以上の緑地・水面等を確保することとし、敷地緑化等面積率が10%以上となること。なお、敷地緑化等面積率は以下の式により算定することとする。

敷地緑化等面積率(%)=(芝生、草本、低木等の緑地面積+中・高木の樹冠の水平投影面積+池などの水面面積)/敷地面積×100

- (2) 日射反射率の高い舗装材により、地表面の一定割合以上を被覆することとし、日射反射面積率が10%以上となること。なお、日射反射面積率は以下の式により算定することとする。

日射反射面積率(%)=高反射性（低日射吸収率）舗装面積/敷地面積×100%

- (3) 緑化等の対策を、屋根面の一定割合以上に採用することとし、屋根緑化等面積率が20%以上となること。なお、屋根緑化等面積率は以下の式により算定することとする。

屋根緑化等面積率(%)=屋根緑化又は日射反射率・長波放射率の高い屋根材の使用面積の合計/屋根面積×100%

- (4) 緑化対策を壁面の一定割合以上に採用することとし、壁面緑化面積率が10%以上となること。

なお、壁面緑化面積率は以下の式により算定することとする。

$$\text{壁面緑化面積率} = \text{壁面緑化の採用面積の合計} / \text{外壁面積} \times 100\%$$

- 6 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項に規定する日本住宅性能表示基準（平成 12 年建設省告示第 1652 号）における、劣化対策等級 3 に該当する措置を講じている。
- 7 木造住宅若しくは木造建築物である。
- 8 高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している。

第 2 標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるもの。

別表第1

設備別基準一次エネルギー消費量

[単位: MJ/m<sup>2</sup>・年]

用途	空調設備								換気設備								照明設備								給湯設備								地域区分								その他							
	地域区分								地域区分								地域区分								地域区分								地域区分								地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8								
事務所等	892	863	895	925	974	1042	1071	1325	0	0	0	0	0	0	0	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	184	20	20	20	19	18	17	16	14	12	459	20	20	20	19	18	17	16	14	12	184		
事務所等	941	912	1067	1104	1195	1276	1300	1633	0	0	0	0	0	0	0	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	459	20	20	20	19	18	17	16	14	12	459	20	20	20	19	18	17	16	14	12	459		
事務所等	1003	965	928	952	979	1037	1072	1389	0	0	0	0	0	0	0	0	231	51	50	47	45	43	39	36	29	16	51	50	50	47	45	43	39	36	29	16	51	50	50	47	45	43	39	36	29	16		
事務所等	1003	965	928	952	979	1037	1072	1389	0	0	0	0	0	0	0	0	231	51	50	47	45	43	39	36	29	16	51	50	50	47	45	43	39	36	29	16	51	50	50	47	45	43	39	36	29	16		
事務所等	409	387	367	375	378	413	423	537	0	0	0	0	0	0	0	0	254	1712	1678	1572	1531	1454	1322	1209	978	16	1712	1678	1678	1572	1531	1454	1322	1209	978	16	1712	1678	1678	1572	1531	1454	1322	1209	978	16		
事務所等	2257	2317	2822	2945	3172	3370	3551	4387	0	0	0	0	0	0	0	0	141	2568	2517	2358	2297	2180	1983	1813	1467	0	2568	2517	2517	2358	2297	2180	1983	1813	1467	0	2568	2517	2517	2358	2297	2180	1983	1813	1467	0		
事務所等	808	771	799	826	852	903	928	1151	138	202	995	975	914	890	845	768	569	0	202	995	975	914	890	845	768	569	0	995	975	975	914	890	845	768	569	0	995	975	975	914	890	845	768	569	0			
事務所等	725	678	672	688	677	701	706	853	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	725	678	672	688	677	701	706	853	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	725	678	672	688	677	701	706	853	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	725	678	672	688	677	701	706	853	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	0	0	0	0	0	0	0	0	3514	322	0	0	0	0	0	0	0	3514	322	0	0	0	0	0	0	0	0	3514	322	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	0	0	0	0	0	0	0	0	1366	123	0	0	0	0	0	0	0	1366	123	0	0	0	0	0	0	0	0	1366	123	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	0	0	0	0	0	0	0	0	769	10	0	0	0	0	0	0	0	769	10	0	0	0	0	0	0	0	0	769	10	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	10	0	0	0	0	0	0	0	1539	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	10	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	0	0	0	0	0	0	0	0	88	72	0	0	0	0	0	0	0	88	72	0	0	0	0	0	0	0	0	88	72	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	35	0	0	0	0	0	0	0	176	35	0	0	0	0	0	0	0	0	176	35	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	106	0	0	0	0	0	0	0	176	106	0	0	0	0	0	0	0	0	176	106	0	0	0	0	0	0	0	0											
事務所等	0	0	0	0	0	0	0	0	527	35	0	0	0	0	0	0	0	527	35	0	0	0	0	0	0	0	0	527	35	0	0	0	0	0	0	0	0											





[単位: MJ/m<sup>2</sup>・年]

用途	空調設備								換気設備								照明設備								給湯設備								地域区分								その他
	空調設備								換気設備								照明設備								給湯設備								地域区分								
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	
物販店舗等	2377	2292	2055	2131	2095	2195	2225	2673	0	0	0	0	0	0	0	0	931	62	60	57	55	52	48	43	62	60	60	57	55	52	48	43	657	657	657	657	657	657	657	657	
大型店売場	2377	2292	2055	2131	2095	2195	2225	2673	0	0	0	0	0	0	0	0	931	62	60	57	55	52	48	43	62	60	60	57	55	52	48	43	657	657	657	657	657	657	657	657	
物販店舗等	2377	2292	2055	2131	2095	2195	2225	2673	0	0	0	0	0	0	0	0	931	62	60	57	55	52	48	43	62	60	60	57	55	52	48	43	657	657	657	657	657	657	657	657	
物販店舗等	1074	1003	805	825	786	825	819	949	0	0	0	0	0	0	0	0	125	31	30	28	28	26	24	22	31	30	30	28	28	26	24	22	18	18	18	18	18	18	18	18	
物販店舗等	1610	1537	1360	1414	1379	1459	1490	1772	0	0	0	0	0	0	0	0	755	62	60	57	55	52	48	43	62	60	60	57	55	52	48	43	240	240	240	240	240	240	240	240	
物販店舗等	1521	1482	1607	1672	1810	1926	2031	2514	208	208	208	208	208	208	208	208	306	502	492	461	449	427	388	355	502	492	492	461	449	427	388	355	287	287	287	287	287	287	287	287	
物販店舗等	1448	1373	1319	1352	1354	1409	1430	1669	0	0	0	0	0	0	0	0	1246	31	30	28	28	26	24	22	31	30	30	28	28	26	24	22	18	18	18	18	18	18	18	18	
物販店舗等	1448	1373	1319	1352	1354	1409	1430	1669	625	625	625	625	625	625	625	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物販店舗等	1448	1373	1319	1352	1354	1409	1430	1669	1250	1250	1250	1250	1250	1250	1250	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物販店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	5973	5973	5973	5973	5973	5973	5973	5973	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物販店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	2147	2147	2147	2147	2147	2147	2147	2147	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物販店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	769	769	769	769	769	769	769	769	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物販店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	1539	1539	1539	1539	1539	1539	1539	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物販店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	149	149	149	149	149	149	149	149	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物販店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	299	299	299	299	299	299	299	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物販店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	299	299	299	299	299	299	299	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物販店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	896	896	896	896	896	896	896	896	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

[単位: MJ/m<sup>2</sup>・年]

用途	空調設備								換気設備								照明設備								給湯設備								地域区分								その他							
	空調設備								換気設備								照明設備								給湯設備								地域区分								その他							
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8								
学校等	477	458	415	424	447	460	452	530	0	0	0	0	0	0	0	0	322	398	366	356	338	308	281	228	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3								
小中学校教室	477	458	415	424	447	460	452	530	0	0	0	0	0	0	0	0	322	398	366	356	338	308	281	228	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3								
高校教室	1054	1021	745	761	752	793	769	791	0	0	0	0	0	0	0	0	385	61	59	54	51	47	43	35	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82								
職員室	287	287	210	216	228	232	225	234	0	0	0	0	0	0	0	0	63	1392	1279	1245	1182	1075	983	796	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
食堂	554	536	417	421	438	440	428	528	0	0	0	0	0	0	0	0	403	151	148	135	129	117	107	87	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12								
大学教室	1488	1458	1038	1064	1083	1116	1135	1183	0	0	0	0	0	0	0	0	336	3825	3750	3421	3248	2954	2700	2186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
大学食堂	693	675	528	526	533	532	493	539	0	0	0	0	0	0	0	0	383	41	40	36	35	31	29	23	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84								
事務室	854	793	743	738	784	797	772	945	0	0	0	0	0	0	0	0	557	49	48	44	42	38	35	28	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378								
研究室	679	647	655	653	676	711	705	890	0	0	0	0	0	0	0	0	312	102	100	93	91	86	78	58	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416								
パソコン室	679	647	655	653	676	711	705	890	0	0	0	0	0	0	0	0	514	102	100	93	91	86	78	58	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416								
実験室	679	647	655	653	676	711	705	890	0	0	0	0	0	0	0	0	386	102	100	93	91	86	78	58	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416								
実習室	517	499	374	378	381	401	397	434	0	0	0	0	0	0	0	0	102	142	140	131	127	121	110	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
講堂	2920	2607	1920	1891	1904	1845	1734	1855	0	0	0	0	0	0	0	0	311	936	917	859	837	795	723	661	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48								
宿直室	864	848	898	921	997	1047	1061	1285	106	106	106	106	106	106	106	106	155	332	325	297	282	256	234	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
更衣室	625	583	557	568	550	561	558	665	0	0	0	0	0	0	0	0	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
廊下	1574	1552	1788	1855	2072	2177	2204	2696	0	0	0	0	0	0	0	0	282	41	40	37	36	35	31	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
ロビー	625	583	557	568	550	561	558	665	318	318	318	318	318	318	318	318	282	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
便所	625	583	557	568	550	561	558	665	635	635	635	635	635	635	635	635	155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
喫煙室	0	0	0	0	0	0	0	0	2108	2108	2108	2108	2108	2108	2108	2108	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	1171	1171	1171	1171	1171	1171	1171	1171	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	769	769	769	769	769	769	769	769	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	1539	1539	1539	1539	1539	1539	1539	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	53	53	53	53	53	53	53	53	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	105	105	105	105	105	105	105	105	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	105	105	105	105	105	105	105	105	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
コピ一室等	0	0	0	0	0	0	0	0	316	316	316	316	316	316	316	316	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
ゴミ置場等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								





[単位: MJ/m<sup>2</sup>・年]

用途	空調設備								換気設備								照明設備								給湯設備								その他
	地域区分								地域区分								地域区分								地域区分								
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	
集会所等	1481	1492	1698	1779	1983	2135	2208	2766	0	635	1267	1243	1164	1134	1076	979	895	724	106														
アスレチック場	1479	1441	1684	1723	1873	1978	1998	2411	0	428	26	25	24	23	22	20	18	15	0														
アスレチック場ロビー	1479	1441	1684	1723	1873	1978	1998	2411	526	467	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
アスレチック場喫煙室	1479	1441	1684	1723	1873	1978	1998	2411	1052	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
屋内プール	2168	2173	2426	2554	2858	3045	3193	3978	0	1780	478	468	439	427	405	369	337	273	0														
体育館アリーナ	2168	2173	2426	2554	2858	3045	3193	3978	0	1187	478	468	439	427	405	369	337	273	0														
屋内プール一般	2168	2173	2426	2554	2858	3045	3193	3978	0	890	478	468	439	427	405	369	337	273	0														
体育館アリーナ一般	2168	2173	2426	2554	2858	3045	3193	3978	0	593	478	468	439	427	405	369	337	273	0														
屋内プール	2168	2173	2426	2554	2858	3045	3193	3978	0	358	478	468	439	427	405	369	337	273	0														
集会所等	2168	2173	2426	2554	2858	3045	3193	3978	0	236	478	468	439	427	405	369	337	273	0														
集会所等	1712	1706	1859	1935	2129	2290	2407	3033	0	93	117	115	108	105	99	90	83	67	0														
体育館心置き	1550	1527	1769	1808	1956	2064	2096	2515	0	447	29	29	27	26	25	23	21	17	0														
集会所等	1550	1527	1769	1808	1956	2064	2096	2515	549	488	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
体育館便所	1550	1527	1769	1808	1956	2064	2096	2515	1097	268	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
集会所等	1466	1448	1618	1672	1828	1943	2053	2552	224	688	4861	4766	4464	4348	4128	3754	3432	2778	0														
浴場施設浴室	1466	1448	1618	1672	1828	1943	2053	2552	364	4861	4766	4464	4348	4128	3754	3432	2778	0															
浴場施設更衣室	1466	1448	1618	1672	1828	1943	2053	2552	224	399	62	60	57	55	52	48	43	35	0														
集会所等	1466	1448	1618	1672	1828	1943	2053	2552	224	549	62	60	57	55	52	48	43	35	0														
浴場施設ロビー	3171	3182	3645	3730	4161	4371	4507	5436	673	598	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
集会所等	3171	3182	3645	3730	4161	4371	4507	5436	1347	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
浴場施設喫煙室	5259	5207	5734	5940	6588	6918	7303	9134	0	117	308	302	283	275	261	238	217	176	0														
集会所等	3436	3434	3902	3965	4400	4600	4697	5607	0	641	31	30	28	28	26	24	22	18	0														
集会所等	3367	3387	3890	3984	4448	4666	4815	5806	721	641	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
映画館便所	3367	3387	3890	3984	4448	4666	4815	5806	1443	353	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
映画館喫煙室	1143	1076	1047	1088	1061	1150	1185	1523	0	488	52	51	48	46	44	40	37	30	33														
図書館	2033	2011	2331	2395	2618	2774	2820	3407	0	360	52	51	48	46	44	40	37	30	0														
集会所等	2033	2011	2331	2395	2618	2774	2820	3407	405	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
図書館便所	2033	2011	2331	2395	2618	2774	2820	3407	809	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
図書館喫煙室	2033	2011	2331	2395	2618	2774	2820	3407	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														



別表第2

地域の区分	都道府県名
1、2	北海道
3	青森県、岩手県、秋田県
4	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
5、6	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
7	宮崎県、鹿児島県
8	沖縄県

## 1 上の区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 上の区分のうち、1地域については、次の市町村とする。

北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別村、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市（旧大滝村に限る。）、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(2) 上の区分のうち、2地域については、次の市町村とする。

北海道 札幌市、函館市（旧函館市を除く。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町

(3) 上の区分のうち、5地域については、次の市町村とする。

- 茨城県 水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。）、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市（旧岩間町を除く。）、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。）、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧美和村を除く。）、筑西市（旧関城町に限る。）、土浦市（旧土浦市に限る。）、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
- 群馬県 前橋市、みどり市（旧東村を除く。）、安中市（旧安中市に限る。）、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市（旧黒保根村を除く。）、高崎市（旧倉渕村を除く。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村を除く。）、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、富士見村、吉井町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
- 埼玉県 さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市（旧熊谷市を除く。）、幸手市、行田市（旧行田市に限る。）、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市（旧大滝村を除く。）、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町（旧小鹿野町に限る。）、長瀨町、東秩父村、宮代町、菖蒲町、白岡町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、栗橋町、杉戸町、鷲宮町、騎西町、大利根町、北川辺町、伊奈町
- 千葉県 野田市、香取市（旧佐原市に限る。）、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、印旛村、本埜村、栄町、神崎町
- 東京都 八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
- 神奈川県 清川村、秦野市、相模原市（旧相模原市を除く。）、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
- 富山県 高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。）、富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。）、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
- 石川県 かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市（旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。）、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町
- 福井県 福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、あおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧河野村を除く。）、
- 山梨県 山梨市（旧三富村を除く。）、甲州市、甲斐市、甲府市（旧上九一色村を除く。）、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市（旧芦川村を除く。）、南アルプス市、身延町、南部町（旧富沢町を除く。）、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、増穂町、鯉沢町、早川町、昭和町、道志村

岐阜県	山県市、恵那市（旧串原村、旧上矢作町を除く。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、揖斐川町（旧揖斐川町を除く。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	川根本町、浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町
愛知県	豊田市（旧稲武町を除く。）、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市
滋賀県	大津市（旧志賀町に限る。）、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、安土市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町
京都府	京都市（旧京北町に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町に限る。）、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市（旧姫路市、旧家島町を除く。）、豊岡市（旧竹野町を除く。）、養父市（旧関宮町を除く。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。）、宇陀市（旧室生村を除く。）、葛城市、五條市（旧大塔村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町
鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。）、倉吉市（旧倉吉市に限る。）、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町に限る。）、出雲市（旧佐田町に限る。）、安来市、江津市（旧桜江町に限る。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町を除く。）、雲南市、益田市（旧益田市を除く。）、美郷町（旧邑智町に限る。）、邑南町（旧石見町に限る。）、吉賀町、津和野町、東出雲町、川本町
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町を除く。）、備前市、美作市、井原市、高梁市（旧備中町を除く。）、真庭市（旧落合町、旧久世町に限る。）、赤磐市、津山市（旧阿波村を除く。）、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町（旧鏡野町に限る。）、和気町

広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町に限る。）、安芸高田市（旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。）、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。）、尾道市（旧御調町に限る。）、府中市（旧府中市に限る。）、福山市（旧神辺町、旧新市町に限る。）、安芸太田町（旧加計町に限る。）、北広島町（旧豊平町に限る。）、世羅町（旧世羅西町に限る。)
山口県	下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧由宇町を除く。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祢市、阿東町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村を除く。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧貞光町を除く。)
愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
福岡県	矢部村
長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。)
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市を除く。）、杵筑市（旧山香市に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧日田市を除く。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧挟間町を除く。）、日出町、九重町、玖珠町
(4) 上の区分のうち、6地域については、次の市町村とする。	
茨城県	鹿嶋市、神栖市（旧神栖町に限る。）、潮来市
群馬県	千代田町
埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市（旧熊谷市に限る。）、戸田市、行田市（旧南河原村に限る。）、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、鳩ヶ谷市、和光市、蕨市、松伏町
千葉県	いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市（旧佐原市を除く。）、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	東京都 23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
神奈川県	愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、相模原市（旧相模原市に限る。）、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、藤沢町、平塚市
石川県	白山市（旧松任市、旧美川町に限る。）、金沢市、野々市町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町を除く。）、美浜町、越前町（旧朝日町、旧宮崎村を除く。）、南越前町（旧河野村に限る。）、敦賀市
山梨県	南部町（旧富沢町に限る。)

岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧根尾村を除く。）、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）、海津市、大垣市（旧上石津町を除く。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町（旧賀茂村に限る。）、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市（旧水窪町を除く。）、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南市、清水町、長泉町、芝川町、吉田町、森町、新居町
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、小坂井町三重県いなべ市、伊勢市、亀山市（旧亀山市に限る。）、熊野市（旧紀和町に限る。）、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町を除く。）、多気町、大台町、津市（旧美杉村を除く。）、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市（旧大津市に限る。）、
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町を除く。）、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市（旧堺市に限る。）、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。）、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。）、三木市（旧三木市に限る。）、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。）、香美町（旧香住町に限る。）、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限る。）、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、みなべ町、日高川町、有田川町（旧清水町を除く。）、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。）、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町を除く。）、出雲市（旧佐田町を除く。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。）、大田市、益田市（旧益田市に限る。）、江津市（旧江津市に限る。）、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、菱川町
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。）、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町

広島県	広島市（旧広島市に限る。）、呉市、江田島市、三原市（旧大和市、旧久井町を除く。）、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。）、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和町を除く。）、尾道市（旧御調町を除く。）、福山市（旧神辺町、旧新市町を除く。）、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市、宇部市、下関市（旧豊田町、旧下関市を除く。）、岩国市（旧由宇町に限る。）、光市、山陽小野田市、周南市（旧鹿野町を除く。）、周防大島町、長門市、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。）、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧木屋平村を除く。）、那賀町（旧木沢村、旧木頭村を除く。）、つるぎ町（旧貞光町に限る。）、勝浦町、上勝町、佐那珂内村、石井町、神山町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町
愛媛県	松山市、新居浜市（旧別子山村を除く。）、今治市、西条市、西予市（旧城川町を除く。）、大洲市（旧河辺村を除く。）、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧津島町を除く。）、砥部町（旧砥部町に限る。）、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。）、松前町、松野町
高知県	高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。）、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。）、黒潮町（旧佐賀町に限る。）、佐川町、日高村
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区を除く。）、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、大宰府市、前原市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、二丈町、志摩町、太刀洗町、大木町、黒木町、立花町、広川町、星野村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
長崎県	壱岐市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城市（旧三角町を除く。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市、城南町、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市（旧野津原町を除く。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧山香町を



除く。)、国東市、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。)、中津市、日田市(旧日田市に限る。)、豊後高田市、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町を除く。)、由布市(旧挾間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

2 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。

(1) 次の町村にあつては、上の区分にかかわらず、2地域に区分されるものとする。

青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町

岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

(2) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、3地域に区分されるものとする。

北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町

宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村

栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)

新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

(3) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、4地域に区分されるものとする。

青森県	青森市(旧青森市に限る。)、深浦町
岩手県	宮古市(旧新里村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市(東由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、八峰町、大潟村
茨城県	土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町
群馬県	高崎市(倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
東京都	奥多摩町
富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県	大野市(旧和泉村に限る。)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原村、上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)

高知県 いの町(旧本川村に限る。)

(4) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、5地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、  
那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木  
町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市  
(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を  
除く。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、  
旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、  
聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

長野県 阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村

宮崎県 椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

(5) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、6地域に区分されるものとする。

宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、えびの市、  
高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町

鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町

(6) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、7地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市(旧波崎町に限る。)

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)

三重県 尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ  
町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市(旧下関市に限る。)

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町

高知県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、  
土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの  
町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)

福岡県 福岡市：博多区、中央区、南区、城南区

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津  
佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、宇  
城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。

ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第 3

(い)	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が連続運転である
(ろ)	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が間歇運転である
(は)	主たる居室の暖房方法が連続運転であり、その他の居室の暖房方法が間欠運転である
(に)	主たる居室の暖房方法が間歇運転であり、その他の居室の暖房方法が連続運転である

別表第 4

電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (kJ/kWh)	9760 (夜間買電 (電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者より 22 時から翌日 8 時までの間に電気の供給を受けることをいう。)を行う場合においては、昼間買電 (同号に規定する一般電気事業者より 8 時から 22 時までの間に電気の供給を受けることをいう。)の間の消費電力量については、1 キロワット時につき 9,970 キロジュールと、夜間買電の消費電力量については 1 キロワット時につき 9,280 キロジュールとすることができる。)
----------------------------------	--

別表第 5

地域区分	住宅全体を連続的に暖房する方式	居室のみを暖房する方式			
		居室のみを連続的に暖房する方式		居室のみを間欠的に暖房する方式	
		主たる居室	その他居室	主たる居室	その他居室
1	0.62	0.63	0.63	0.83	0.83
2	0.69	0.61	0.61	0.82	0.81
3	0.76	0.61	0.61	0.82	0.82
4	0.77	0.63	0.63	0.83	0.82
5	0.83	0.66	0.66	0.96	0.97
6	0.92	0.64	0.64	1.05	1.00
7	0.89	0.62	0.62	1.00	0.75

別表第6

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
(い)	ホテル等	病院等	物品販売業を営む店舗等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等	工場等
(ろ)	420 (ただし、寒冷地においては470)	340 (ただし、寒冷地においては370)	380	300	320	550	550	—
<p>1 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>2 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>3 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>4 「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>5 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>7 「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>8 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>9 この表において、<math>I_x</math> は、給湯に係る循環配管及び一次側配管の長さの合計(単位メートル)を全使用湯量(単位立方メートル)の日平均値で除した値とする。</p>								

別表第7

平均階 床面積 地階を 除く階数	50平方メートル 以下の場合	100平方メートル の場合	200平方メートル の場合	300平方メートル 以上の場合
1	2.40	1.68	1.32	1.20
2以上	2.00	1.40	1.10	1.00
平均床面積がこの表に掲げる数値の中間値である場合においては、規模補正係数は、近傍の規模補正係数を直線的に補間した数値とする。				